



# 島根県報

平成20年10月28日（火）

号外 第 127 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（        ”        ） 3

# 告 示

## 島根県告示第867号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考		
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長				
県 道	本山伯太線	安来市伯太町上小竹652番10地先から同553番6地先まで	前	メートル 3.00～ 9.00	メートル 456.00	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所	道路改良工事 拡幅	
			後	9.50～ 41.00	447.00			
〃	吉田邑南線	邑智郡邑南町山田569番87地先から同570番13地先まで	前	6.90～ 9.00	93.40	県央県土整備事務所	道路改良工事 拡幅	
			後	8.00～ 14.00	93.40			
〃	吉賀匹見線	益田市匹見町紙祖口407番地先から同口793番1地先まで	前	A	3.60～ 7.70	410.00	益田県土整備事務所	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	15.50～ 50.00	260.00		
			後 B	15.50～ 50.00	260.00			

## 島根県告示第868号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	八重垣神社線	松江市佐草町277番地先から松江市佐草町192番2地先まで	メートル 317.00	平成20年 10月28日	松江県土整備事務所	
〃	本山伯太線	安来市伯太町上小竹652番11地先から同553番6地先まで	405.00	平成20年 10月28日	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所	
〃	益田種三隅線	益田市下種町1486番1地先から同町2906番地先まで	50.00	平成20年 10月28日	益田県土整備事務所	
〃	吉賀匹見線	益田市匹見町紙祖口493番35地先から同口493番34地先まで	155.50	平成20年 10月28日		
〃	美濃地石見横田停車場線	益田市川登町618番2地先から同町629番2地先まで	300.00	平成20年 10月28日		
〃	匹見左鐙線	益田市匹見町紙祖イ932番5地先から同イ1502番2地先まで	240.00	平成20年 10月28日		